

# 会計年度任用職員募集

4月1日から、八潮市役所の臨時職員と非常勤職員の一部が会計年度任用職員に変わります。会計年度任用職員を採用する際は、登録者から選考するため、その登録を受け付けます。

## 会計年度任用職員とは…

「1会計年度(4月1日～翌年3月31日)」を超えない範囲で任用される一般職の非常勤職員のことです。

採用されると、地方公務員として八潮市に勤務し、地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

## 1 登録受付期間

1月16日(木)～24日(金)

※受付期間を過ぎた場合でも登録は可能ですが、令和2年4月からの任用者の選考については、期間内の登録者から優先して行います。

## 2 登録方法

「会計年度任用職員登録票」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、必要書類とあわせて総務人事課へ提出してください。※郵送不可

「会計年度任用職員登録票」は市ホームページからダウンロードできるほか、総務人事課でも配布しています。

### 〈注意事項〉

- ・募集する職種と、条件が合致しない場合は、登録されないこともあります。
- ・登録されても、面接の連絡がない場合もあります。
- ・登録者の中から選考を行い任用することから、名簿登載

## 3 名簿登載期間

登録受付日～令和5年3月31日

※期間内に登録の削除を希望する場合には、総務人事課へご連絡ください。

## 4 募集職種・勤務条件など

1月16日から、市ホームページまたは総務人事課でご覧いただけます。

なお、職種によっては、登録票を提出する際に資格証明書の写しなどが必要となります。必要書類もあわせてご確認ください。

## 5 応募資格

次のいずれにも該当しない方

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなく

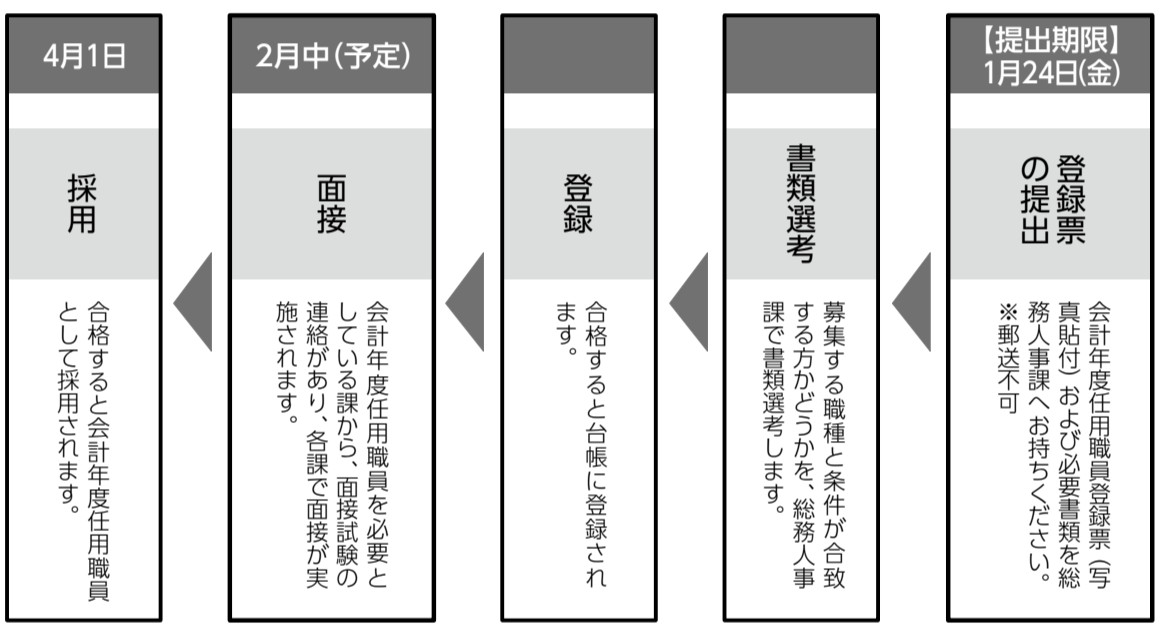
## 6 選考

任用の必要が生じた場合に、書類選考を行い、面接による選考をいたうえで任用します。

なるまでの者  
(2) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

問総務人事課 ☎269

### 【採用までの流れ】



## 「八潮市ふるさとハローワーク」リニューアル

全国のハローワークのシステムが新しくなったことに伴い、「八潮市ふるさとハローワーク」のサービスが充実しました。

問商工観光課 ☎274

- ポイント①** 求人票が新しくなり、労働条件やPR情報などの求人情報が充実しました
- ポイント②** 新サービス「求職者マイページ」で、求人検索条件の保存、応募履歴の管理が可能になりました
- ポイント③** 全国の求人情報が見られる求人検索機(3台設置)の操作方法が、タッチパネル式からマウス・キーボード式に変わり、フリーワード検索などさまざまな条件で検索可能になりました
- ポイント④** 自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、ハローワーク内に設置された求人検索機と同じ情報を見ることができ、求職申込の事前登録(仮予約)ができ、窓口での手続きがスムーズになりました
- ポイント⑤** 窓口における職業相談サービスが充実しました

詳しくは、厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06574.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06574.html)) をご覧ください。

### 「ふるさとハローワーク」とは

ハローワークが設置されていない市町村において、職業相談・紹介などを行うハローワークの付属機関で、国と市町村が運営する施設です。市では、ハローワーク草加と連携して、「八潮市ふるさとハローワーク」を開設しています。ハローワークと同様に利用は無料で、年齢にかかわらずどなたでも利用できます。正社員に限らず、パートタイムの仕事を探すこともできます。相談員が就職に関する相談を受け、紹介状を発行します。身近な「八潮市ふるさとハローワーク」をご利用ください。※雇用保険や職業訓練などの手続きは行っていません。ハローワーク草加(☎931-6111、ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-hellowork/list/souka.html>))をご利用ください。

### 八潮市ふるさとハローワーク

☎月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後5時  
場ゆまにて2階(南川崎523)  
問八潮市ふるさとハローワーク ☎998-8609  
※面接会も実施しています。日時など、詳しくはお問い合わせください。

## 小・中学校 臨時的任用教員、非常勤講師募集

臨時的任用教員および非常勤講師を募集します。

問学務課 ☎378

職務	①小・中学校臨時的任用教員 ②小・中学校非常勤講師
資格	小学校教員免許若しくは中学校教員免許(各教科)を有する者
勤務日時	①月～金曜日(週5日) 1日7時間45分 ②月～金曜日のうち週1～2日 1日4～7時間
勤務場所	市内小・中学校
職務内容	①小・中学校における病気休暇や育児休業などで勤務することができない教員の代替 ②小・中学校における初任者研修などで不在となる教員の代替
給与	県の規定により支給
募集人数	随時募集 ※東部教育事務所への登録が必要となります。
申し込み	電話で学務課へ ※任用期間については要相談